

中村青色だより

- 1面…名古屋中村税務署長挨拶/署異動
- 2面…会長挨拶/税法改正
- 3面…インボイスの概要と留意点
- 4面…各部報告/書道展案内/事務局だより

第193号
令和5年8月1日発行
一般社団法人
名古屋中村青色申告会
名古屋市中村区太閤通6-99-8
052 (485) 9780
info@nagoya-nakamura-airo.or.jp
https://nakamura-airo.jimdofree.com

この度の人事異動により名古屋中村税務署長を拝命しました。前任の竹内同様、よろしくお願ひします。

一般社団法人名古屋中村青色申告会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の趣旨を十分に認識され、青色申告の普及と納税道義の高揚を図るため、会員の皆様方への記帳指導などを実施していただいているところです。

特に、本年10月から開始される消費税のインボイス制度に向けて、会員の皆様方に対して説明会を複数回実施するなど積極的に制度の周知・広報に取り組んでいただいていると伺っております。

これもひとえに、仲村文生会長をはじめ役員・会員の皆様方が熱意をもって会の活動に取り組まれてきた賜物であり、皆様方の並々な御尽力に敬意を



名古屋中村税務署 署長 松下 勝昭

表しますとともに深く感謝申し上げます。

私どもといたしましても、インボイス制度の円滑な開始に向けて、インボイス制度説明会等の開催や個別相談を中心とした取組を実施し、事業者の事業実態に応じた丁寧な対応をしてまいります。

さて、近年新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。税務においてデジタルの活用が広がることは、税務手続の簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や、業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。

また国税当局側も、事務処理コストの削減や得られたデータの活用等を通じて、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を進められるものと考えています。こうした中、現在公表されている「税務行政の将来像2023」についても「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化等」「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて、

名古屋中村税務署 新体制		
署長	松下 勝昭	掛川税務署 署長
筆頭副署長	小泉 豊美	留任
副署長	河原崎 正浩	税務大学校 総合教育部 教授
個人課税第一部門 統括国税調査官	岩本 由紀子	豊橋税務署 税務広報広聴官
個人課税第一部門 上席国税調査官	寺崎 豪	熱田税務署 個人課税第四部門 上席国税調査官

施策を進めているところであり、これらの取組を推進していくためには、税務行政の良き理解者であり地域経済の中心的役割を担う皆様方のお力添えが是非とも必要です。今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、名古屋中村青色申告会のみならず、御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしました。私の着任の挨拶とさせていただきます。



青年部 女性部

両部の総会日
青年部6月10日 女性部5月16日
秋の研修会や異業種交流会を予定しております。
只今、部員募集中です

厚生部

4年ぶりに開催！
バスでの日帰り旅行を開催いたします。詳細は同配付の案内をご覧ください。
皆さんご参加ください！

第五十五回書道展開催

「税を考える週間」の一環として、書道展の作品を募集します。会員のご親族様(中村区外可)も受け付けておりますので、ぜひご応募ください。

募集期間
9月25日(月)～10月16日(月)
応募資格
・中村区内の幼稚(保育)園
・書道塾(塾生中村区外可)
・会員親族(中村区外可)

応募方法
学年別課題(下記参照)を規定用紙に書き、一人一点を事務局にご持参(郵送可)ください。
*作品に氏名は書かないでください。
*応募作品は返却致しません。
受賞について
厳選なる審査の上、入賞者には個別

学年別課題

幼稚園 せい い	小学一年生 あ お	小学二年生 ぜ いう	小学三年生 ろ 青 い
小学四年生 申 告 色	小学五年生 申 電 告 子	小学六年生 申 確 告 定	中学生 税金を支える社会 住みよい暮らし
*作品規定 幼年、小学生 半紙 (タテ) 中学生 八ツ切 (タテ)			
*応募数 1人1点			

入賞作品展示
11月16日(木)～22日(水)
中村区役所1階 交流拠点スペース
*展示作品には名札を添付

いつも事務局の活動にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。
毎日暑いですが、こまめに水分を摂って熱中症にならないようきをつけてくださいね。
夏期休暇は8月14日(月)～16日(水)です。よろしくお願ひいたします。
事務局も流行りに乗り、SNSの一つであるLINE公式アカウントを取得いたしました。LINEをされている方は友だち追加をぜひお願ひいたします。(下記参照)

事務局だより



いつも事務局の活動にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。
毎日暑いですが、こまめに水分を摂って熱中症にならないようきをつけてくださいね。
夏期休暇は8月14日(月)～16日(水)です。よろしくお願ひいたします。
事務局も流行りに乗り、SNSの一つであるLINE公式アカウントを取得いたしました。LINEをされている方は友だち追加をぜひお願ひいたします。(下記参照)

LINE公式アカウントについて

- 支部指導会などの案内や大切なお知らせを配信。紙の案内も並行して配付いたします。
- 1対1(会員個人 対 事務局)でチャットができ、相談事をメッセージなどで送信していただけます。
- 公式はグループ作成や友だち紹介ができないため、他の会員さんと繋がることはありません。

友だち追加の手順

- ①自身のLINEアイコンをタップ
- ②画面下のホームをタップ
- ③画面最上の友だち追加をタップ
- ④画面上部中央のQRコードをタップ
- ⑤白い枠内にQRコード→を合わせて読み取る

- ⑥上部のリンク先をタップ
- ⑦追加をタップ
- ⑧トークをタップ
- ⑨画面左下キーボードアイコンをタップ
- ⑩事業主名を入力し送信



不明な点などありましたら事務局にご連絡ください。

インボイス制度の概要と留意点

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイス発行事業者となられた事業者の方は、制度の理解と準備をしてください。

- 「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出していない方で、令和5年10月1日からインボイス(適格請求書)を発行したい場合、令和5年9月30日までに提出してください。
- 免税事業者が令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合、10月から12月分の消費税の確定申告が必要です。＊基準期間(2年前)の課税売上高が1000万円を超えている場合、インボイス発行事業者の有無に関係なく1年分(1月から12月分)の消費税の確定申告が必要です。

インボイス発行事業者は、買手側(顧客)の求めに応じてインボイスを発行してください

○インボイス(適格請求書)とは、事業者が買手側(顧客)に適用税率や消費税額などを正しく伝えるために、一定の事項を記載した請求書や領収書などの書類のことで、

＊下図はインボイスの例です 国税庁HP「適格請求書等保存方式の概要」参照

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

＊様式は自由であり必要事項を記載すれば名称を問わず手書きであってもインボイスに該当します。発行したインボイスの写しは保存してください。受取ったインボイスの保存も必要です

- 他の留意点として
- ・仕入明細書等による対応
 - ・「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理
 - ・インボイスの修正の対応
 - ・複数の書類による対応
 - ・売りに係る対価の返還等の対応
 - ・交付義務の免除 他
- 国税庁の「適格請求書等保存方式の概要」を参照ください →→→→→

インボイスが開始されると記帳が煩雑になり、また、課税事業者は消費税の確定申告もしなくてはなりません。事務業務の軽減のために会計ソフトを使用してみるのも良いかと思えます。事務局に一度ご相談ください!



第11回通常総会
新庁舎 中村区役所にて

会員の皆さまには、日頃ご協力をお願いし、誠にありがとうございます。5月10日、中村区役所講堂で第11回通常総会が執り行われ、お礼申し上げます。また、各々でイベント開催など、人々の往来が活発になり、社会・経済活動が活発になって参りました。本会では、9月に会員研修旅行「不動温泉と天竜川」や「インボイス制度」を実施するなどの事業活動と、書道展などの事業活動と、SNSを活用した新たな展開活動とを積極的に展開して参ります。10月1日から消費税インボイス制度が始まります。記帳が開始されることをお知らせし、体制の整備を進め、充実したサポートが出来るよう努めて参ります。



会長
仲村 文生

電子帳簿保存法の内容の改正

「電子帳簿等保存制度」とは? 「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を、紙ではなく電子データで保存すること。3つの制度に区分されています。

電子取引データ保存

注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやり取りした場合は、その電子(取引)データを保存する。

電子取引データ保存に関する主な改正事項

- ＊令和6年1月1日以降にやり取りする電子取引データについて適用
- ① 検索機能のすべてを不要とする措置の対象者の見直し
 - ・検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間の売上高が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に拡大
 - ・「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」の追加
- ② 新たな猶予措置の整備
 - 次の2つの要件を満たしている場合、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができる
 - ・保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合
 - ・税務調査等の際に、電子データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提出・提示の求めに応じることができるようになっている場合

電子帳簿等保存 [希望者のみ]

パソコン等で作成している帳簿や国税関係書類をプリントアウトして保存ではなく電子データのまま保存

スキャナ保存 [希望者のみ]

国税関係書類をスマホやスキャナで読み取り、電子データとして保存

2割特例

消費税の納税額を売上税額の2割に軽減することができる特例です。
対象：令和5年～令和8年申告分
条件：免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合

【イメージ】

(小規模事業者) 売上700万円 (税70万円)	-	【本則課税】 仕入150万円 (税15万円) ※通信交通費、会議費、PC購入等	=	納税55万円	▲41万円	
	-	【簡易課税(5種)】 みなし仕入350万円 (税35万円) ※売上税額70万円×50%	=	納税35万円	▲21万円	
		小規模事業者に対する負担軽減措置	=	納税額を売上税額の2割に軽減 ※売上税額70万円×2割	→	納税14万円

※負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届け出を求めず、申告時に選択適用できることとします。

少額特例

1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存が無くても帳簿のみで仕入税額控除を可能とする特例です。
対象：令和5年10月1日～令和11年9月30日
条件：基準期間の課税売上高が1億円以下である事業者

インボイス制度の改正